

## 傍聴時の注意事項（本会議）

- 1 静粛にすること。
- 2 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して示威的行為をしないこと。
- 3 携帯電話端末その他音を発する機器は、電源を切り、又は音を発しない状態にすること。
- 4 飲食又は喫煙をしないこと。
- 5 傍聴席において写真の撮影、録音、録画、放送等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者はこの限りでない。
- 6 秘密会を開く議決があったときは、直ちに退場しなければならない。
- 7 その他議場の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- 8 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り傍聴することができる。